

入札説明書

令和7年7月15日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1 業務名

令和7年度 道路除草業務委託（その2）西地区

2 履行期間

着手の日から令和8年3月31日まで

3 委託の概要

道路除草・低木剪定等において、計画的かつきめ細かに維持管理を行うことで、安全安心で快適な道路空間の提供を図る。

4 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 開札日において造園の有効な経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）を受けている者であること。
- (4) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。
- (7) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する資格者名簿に造園工事業者として登録されている者であること。
- (8) 開札日を基準日とし過去1年間に、那覇市工事成績評定要領第8に規定する工事成績評定通知で、造園工事の評定点が60点未満でない者であること。
※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
- (9) 令和7・8年度の造園の格付が、B・C等級（ランク）の者であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得第4条第2項の規定に抵触するものではない。-以下略-

- (11) 次の要件を全て満たすこと。
- ①現場代理人は、作業時において現場に常時配置できること。
 - ②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。
 - ・1級造園施工管理技士
 - ・2級造園施工管理技士
 - ③現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。
 - ④現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
- (12) 開札日において造園工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
- (13) 那覇市に本店が有る者であること。

5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下、「資格審査申請書」という。)を提出しなければならない。

なお、提出期間に資格審査申請書(第1号様式)を提出しない者は、本競争に参加することができない。

- (1) 提出期間：令和7年7月16日(水)9時から令和7年7月30日(水)17時まで
- (2) 提出方法：道路管理課(那覇市役所本庁舎7階)まで持参又は郵送すること。

6 入札方法等

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第8条により免除する。

(2) 入札

① 入札参加者は、入札書(第3号様式)に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出すること。なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。

② 入札書は郵送により提出すること。

③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 注意事項

- ① 入札書の郵送の際に、配達指定、配達証明、一般書留のすべてを郵便局で申し出ること。
- ② 入札書の配達日は「令和7年8月5日(火)」に指定すること。
配達指定日以外の日に着いた入札書は受理しないものとする。
- ③ 入札書の封筒には、開札日時・業務名・商号・電話番号・FAX番号・担当者名を記載すること。

- ④ 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- ① 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ② 資格審査申請書又は資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- ④ 入札書の記載金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の金額や、「¥」又は「金」の記載がない入札
- ⑥ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- ⑦ 入札書に記入押印を欠いた入札
- ⑧ 封筒に2通以上の入札書が入っている入札
- ⑨ 虚偽の記載がされた入札
- ⑩ 連合その他不正の行為があった入札
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者がいない場合の措置

予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札がない場合（以下、「範囲価格外入札」という。）は、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は2回までとし、開札に立ち会わない場合は再度入札の資格はないものとする。

※代表者以外が再度入札に参加する場合は、委任状（第4号様式）を提出しなければならない。

7 落札者の決定方法等

(1) 落札候補者

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。
- ② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 落札候補者は、応募時に提出した一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）の記載内容を確認できる「資格審査書類」を、第5号様式を表紙として、必要資料をファイリングし、持参により期限までに提出しなければならない。

(2) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に伝える。

(3) 入札参加資格審査

- ① 落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
 - ② 落札候補者について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。
 - ③ 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格不適合通知書により通知するものとする。
- (4) 入札参加資格不適合者に対する説明
- ① 入札参加資格不適合通知書を受領した者で不服がある者は、次により説明を求めることができる。
 - ア 申立期限：入札参加資格不適合通知書が到達した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）とする。
 - イ 申立方法：説明申立書（様式自由）を那覇市道路管理課まで持参すること。
 - ② 回答については、説明申立書を受領した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面をもっておこなう。
 - ③ ①、②の説明申立ては落札者の決定を妨げることができないものとする。

8 その他

- (1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）を遵守すること。
- (3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。なお、延期後の日時は道路管理課ホームページに掲載する。
- (4) 資格審査申請書及び資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された資格審査申請書及び資格審査書類は、入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出された資格審査申請書及び資格審査書類は返却しない。
- (7) 提出期限以降における資格審査申請書又は資格審査書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 資格審査申請書及び資格審査書類の受領後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者となることはできない。
- (9) 当該入札及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名 称 那覇市都市みらい部道路管理課 維持グループ
所在地 〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 (7 階)
電話番号 098-951-3237 FAX 番号 098-951-3238